

介護職員等特定処遇改善加算について

【「介護職員等特定処遇改善加算」とは】

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この件を受け、令和元年の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人においては「ろうけん西諫早」および「にしいさはやヘルパーステーション」にて算定を行っております。

【職場環境要件項目及び当事業所（法人）としての取り組み】

資質の向上	○研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 年度毎に立てられる研修計画による研修の受講状況を人事考課に反映している
労働環境・処遇の改善	○子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ⇒保育園・学童等へのお迎え一時預かりサービスを行っている。 ○健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ⇒職員検診はもちろん、病院内フィットネスの職員割引制度等があり職員の健康管理に留意している。また敷地内禁煙となっている。
その他	○非正規職員から正規職員への転換 ⇒短時間勤務者に常勤職員への転換を積極的に促している。 ○職員の増員による業務負担の軽減 ⇒常時、介護職員の募集を行っており、夜勤専従のパート等、勤務時間についてもフレキシブルに対応できるようにしている。